



令和2年1月8日

指名停止措置を行いました

～不正又は不誠実な行為～

北海道開発局は、株式会社クマザキ電工及びその代表取締役が労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことから、指名停止1か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

株式会社クマザキ電工及びその代表取締役は、旭川市内で施工した一般工事において、令和元年5月31日、作業員1名が作業中に脚立から墜落し、両足の踵を骨折する労働災害が発生したにもかかわらず、遅滞なく旭川労働基準監督署に報告書を提出しなかったため、令和元年11月8日、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社クマザキ電工	旭川市緑町13-2865-33
(関連JV) サンエス・クマザキ経常JV	

※関連JVについては、JVとしてのみ指名停止とするものであり、上記指名停止業者以外の構成各社については、単体としての措置は行わない。

2. 指名停止措置期間：令和2年1月8日～令和2年2月7日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 笠井 和宏（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 大関 良司（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

